

「杉並区立永福図書館及び杉並区立コミュニティふらっと永福指定管理者募集要項」の修正について

下記の箇所に修正がございましたので、ご留意くださいますようお願いいたします。

○訂正箇所 p22外構

p35別紙4 応募書類作成要項 9 団体の納税証明書

p36別紙4 書類番号16

**P22 外構**

**【誤】**

No	分類	用途	管理区分
1	保育所	保育所前	保育所運営事業者
2		ポーチ	
3		西園庭[門扉含む]	
4		東園庭	
5	図書館・コミュニティふらっと	図書館・コミュニティふらっと前	指定管理者
6		北駐車場[東門扉含む]	
7		来館者駐輪場[西門扉含む]	
8		<b>南側駐車・駐輪場[門扉含む]</b>	
9		マンホールトイレ	
10		手動井戸ポンプ	

**【正】**

No	分類	用途	管理区分
1	保育所	保育所前	保育所運営事業者
2		ポーチ	
3		西園庭[門扉含む]	
4		<b>南側駐車・駐輪場[門扉含む]</b>	
5		東園庭	
6	図書館・コミュニティふらっと	図書館・コミュニティふらっと前	指定管理者
7		北駐車場[東門扉含む]	
8		来館者駐輪場[西門扉含む]	
9		マンホールトイレ	
10		手動井戸ポンプ	

**p 35 別紙4 応募書類作成要項**

**【誤】**

9	正本1部 副本不要	<b>団体の納税証明書</b> 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税のそれぞれの納税証明書 国税の証明書の種類は「納税証明書その1」です。いずれも、応募の日以前3か月以内に発行された <b>令和元年度～令和3年度</b> のもの。
---	--------------	---

【正】

9	正本 1 部 副本不要	<p><b>団体の納税証明書</b></p> <p>法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税のそれぞれの納税証明書 国税の証明書の種類は「納税証明書その 1」です。いずれも、応募の日以前 3 か月以内に発行された<u>直近 3 年度分</u>のもの。</p>
---	----------------	---

p36 別紙 4 書類番号16

【誤】

16	正本 1 部 副本 7 部	<p><b>図書館業務受託実績一覧（様式 6-1）</b></p> <p><u>令和 2 年度～令和 4 年度</u>の実績を年度ごとに記してください。</p> <p>図書館とは、図書館法（同法第 29 条にいう図書館同種施設は除く。）、国立国会図書館法、大学設置基準、短期大学設置基準、高等専門学校設置基準若しくは学校図書館法に基づき設置された図書館を指します。</p> <p>公立図書館の受託実績については、全部記してください。その他の実績については、代表的な館名を挙げ「その他○館」と記しても結構です。</p> <hr/> <p><b>集会施設等業務受託実績一覧（様式 6-2）</b></p> <p><u>令和 2 年度～令和 4 年度</u>の実績を記してください。</p> <p>集会施設等での実績とは、集会施設（※1）、児童厚生施設等（※2）、高齢者活動支援施設（※3）等の運營業務を引き続き 1 年以上行ったことを指します。</p> <p>※1 「杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例」に基づく施設又はこれの類似施設</p> <p>※2 「杉並区立児童青少年センター及び児童館条例」、「杉並区立子ども・子育てプラザ条例」、「杉並区ひととき保育運営要綱」及び「杉並区つどいの広場運営要綱」に基づく施設又はこれの類似施設等</p> <p>※3 「杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例」に基づく施設等又はこれの類似施設</p> <p>上記事項を含む会社案内、営業パンフレット等を提出しても結構です。</p>
----	------------------	---

【正】

16	正本 1 部 副本 7 部	<p><b>図書館業務受託実績一覧（様式 6-1）</b></p> <p><u>令和 3 年度～令和 5 年度</u>の実績を年度ごとに記してください。</p> <p>図書館とは、図書館法（同法第 29 条にいう図書館同種施設は除く。）、国立国会図書館法、大学設置基準、短期大学設置基準、高等専門学校設置基準若しくは学校図書館法に基づき設置された図書館を指します。</p> <p>公立図書館の受託実績については、全部記してください。その他の実績については、代表的な館名を挙げ「その他○館」と記しても結構です。</p>
----	------------------	--

		<p><b>集会施設等業務受託実績一覧（様式 6-2）</b></p> <p><u>令和3年度～令和5年度</u>の実績を記してください。</p> <p>集会施設等での実績とは、集会施設（※1）、児童厚生施設等（※2）、高齢者活動支援施設（※3）等の運営業務を引き続き1年以上行ったことを指します。</p> <p>※1 「杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例」に基づく施設又はこれの類似施設</p> <p>※2 「杉並区立児童青少年センター及び児童館条例」、「杉並区立子ども・子育てプラザ条例」、「杉並区ひととき保育運営要綱」及び「杉並区つどいの広場運営要綱」に基づく施設又はこれの類似施設等</p> <p>※3 「杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例」に基づく施設等又はこれの類似施設</p> <p>上記事項を含む会社案内、営業パンフレット等を提出しても結構です。</p>
--	--	--